

ぎふ婚活サポーター応援キャンペーンQ&A

- Q1 広域ネットワーク会員ではない知り合いを支援して成婚しても対象にならないの？
- A1 対象になりません。広域ネットワーク活動の活性化を図る狙いもあるため、広域ネットワーク内での成婚に限定させていただきます。
- Q2 成婚した男女の一方が広域ネットワーク会員で、もう一方が広域ネットワーク会員でない場合は対象になるの？
- A2 対象になりません。両方とも広域ネットワーク会員である必要があります。
- Q3 婚活に対し何をしたら支援になるの？
- A3 婚活中の独身者がいたら、市町村の結婚相談所やマリサポを紹介して、広域ネットワークの会員になることを勧めてください。既に広域ネットワークに登録している会員に対しては、婚活の相談に乗ったり、イベントの情報提供をしたり、会員の婚活サポートをお願いします。
- Q4 支援をしていた人が成婚したけれど、県産品をもらうために何か申請書を提出する必要があるの？
- A4 提出していただくものはございません。成婚した広域ネットワーク会員からの成婚報告を受けて、サポーターの支援の有無についてマリサポが聞き取りをさせていただきます。
- Q5 支援したにもかかわらず、成婚した広域ネットワーク会員が成婚報告をしなかったり、マリサポからの聞き取りの際に支援があったことを伝えなかったりした場合は、県産品をもらえないの？
- A5 支援があったことをマリサポが把握できない場合は、県産品の贈呈ができません。サポーター様から支援した広域ネットワーク会員に対して、成婚報告にご協力していただける様にお声掛けをお願い致します。また、聞き取りの際にはマリサポが注意して伺うようにしますが、サポーター様からも聞き取りがある旨をお伝えいただけますと幸いです。
- Q6 支援を行って広域ネットワーク会員が成婚したけれど、成婚報告の時点でサポーター活動を辞退していても県産品はもらえるの？
- A6 個人情報取扱いの観点から、既に活動を辞退された婚活サポーター様に対し、県産品の贈呈は行いません。

Q7 サポーター登録をしている人が、結婚相談所職員としても働いていて、婚活支援を行っていく中で広域ネットワークの会員の方が成婚した場合、県産品をもらえるのでしょうか。

A7 サポーター様の婚活支援が結婚相談所職員としての『業務』の範囲か、プライベートの『ボランティア』の範囲かにより異なります。『業務』の範囲であれば県産品贈呈の対象になりませんが、業務外の時間に『ボランティア』として支援を行ったのであれば県産品贈呈の対象となります。その違いについては、マリサポの聞き取りにおいて判断させていただきます。

Q8 県産品は何がもらえるの？

A8 現在県産品を選定しているところです。決定次第、マリサポホームページにアップさせていただきます。